

1 基本的事項

(1) 計画の目的

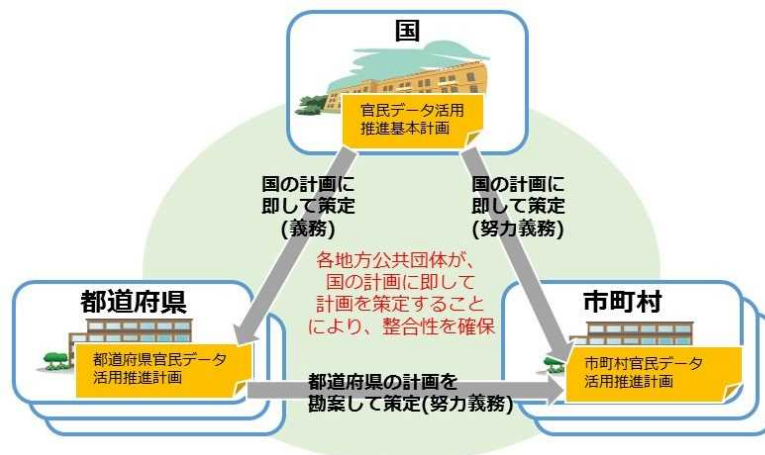
本計画は、「官民データ活用推進基本法」(平成 28 年法律第 103 号) 及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) を踏まえ、行政手続の電子化等を推進することで、県民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図るとともに、A I¹、I o T²等の最先端の I C T³や官民データ⁴を効率的かつ効果的に利活用して、本県の様々な地域課題の解決につなげることにより、県民が真に豊かさを実感できる官民データ利活用社会を実現することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、本県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画」との整合性を図り、本県の地域経済の活性化及び地域課題の解決に向け、I C T や官民データの利活用を総合的に推進するための計画です。

本計画は、官民データ活用推進基本法第 9 条に基づく都道府県官民データ活用推進計画であり、県内市町は、国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、本計画を勘案して市町村官民データ活用推進計画を策定するよう努めるものとされています。

【 国及び都道府県官民データ活用推進計画の関係 】



- 1 Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらしを人工的に実現するための技術。
- 2 Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組。
- 3 Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。
- 4 電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の推進に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの。(官民データ活用推進基本法第 2 条から抜粋)

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度から令和3年度までの3年間とします。ただし、本計画の期間中において、国の官民データ活用推進基本計画の変更その他官民データ活用を取り巻く情勢の変化などに柔軟に対応するため、本計画の見直しを毎年度行います。

(4) 計画の推進体制

令和3年度からは、政策部内に「デジタル戦略総室」を設置し、部局横断的に各施策分野におけるデジタル化の企画・立案、総合調整、進捗管理を行う体制を整備します。

また、県内の産・学・官で組織する「かがわ情報化推進協議会」と連携し、官民一体となって施策展開を図ります。